

自己点検事項

◇ 感染防止対策加算2(A234-2)

(1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床以下を標準とする。 (適 ・ 否)

(2) 感染防止対策部門が設置されている。 (適 ・ 否)

※ 医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

(3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行っている。 (適 ・ 否)

ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師

※ 歯科医療を担当する保険医療機関にあつては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師

ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

当該医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されている。

※ 当該職員は、医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、院内感染対策に掲げる業務は行うことができる。

(4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者若しくは感染制御チームの具体的な業務内容が整備されている。 (適 ・ 否)

(5) (3)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた次の内容等を含む手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布している。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂されている。 (適 ・ 否)

- 標準予防策 感染経路別予防策 職業感染予防策
 疾患別感染対策 洗浄・消毒・滅菌 抗菌薬適正使用

点検に必要な書類等

・ 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類

点検に必要な書類等

・ 感染制御チームを構成する者の出勤簿
・ 感染制御チームを構成する者の経験年数の分かる書類

点検に必要な書類等

・ 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者若しくは感染制御チームの具体的な業務内容が明記された書類

点検に必要な書類等

・ 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)

医療機関コード
保険医療機関名

(6)(3)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っている。なお当該研修は医療安全管理体制の基準に規定する研修とは別に
行っている。 (適 ・ 否)

(7)(3)に掲げるチームは、少なくとも年4回程度、感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関
が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加している。 (適 ・ 否)

※ 感染防止対策加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、全ての連携している
医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回程度参加し、合わせて年4回以上
参加している。

(8)(7)に規定するカンファレンスは、(3)のアからエ及び感染防止対策加算1の(2)のアからエ
の構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合
は、ビデオ通話(◆)が可能な機器を用いて参加することができる。

(◆)リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション (適 ・ 否)

ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて取り上げ
る内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加している。

イ (3)に掲げるチームと感染防止対策加算1の(2)に掲げるチームは、4回中1回以上一堂に
会し直接対面するカンファレンスを行っている。なお、感染制御チームを構成する各職種は、
それぞれ1名以上当該カンファレンスに参加していればよい。

ウ 感染制御チームを構成する各職種が4回中2回以上直接対面するカンファレンスに参加している。

(9) 当該保険医療機関又は感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関が、「別添3」の「別紙2」
に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、許可
病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般
入院料1のみを届け出ている病院を除く。)の場合は、以下のア及びイを満たすときに限り、ビデオ通話が
可能な機器を用いて参加することができる。 (適 ・ 否)

ア ビデオ通話によりカンファレンスを行う場合は、主として当該カンファレンスにおいて取り上げ
る内容に関わる感染制御チームの構成員は、対面で参加している。

イ 感染制御チームを構成する各職種が4回中1回以上直接対面するカンファレンスに参加している。

点検に必要な書類等 ・ 感染制御チームによる職員を対象とした院内感染対策に関する研修の実施状況が確認
できる書類

点検に必要な書類等 ・ 感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関と合同で行った院内感染対策に関する
カンファレンスの記録

医療機関コード
保険医療機関名

(10) ビデオ通話を用いる場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ている。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応している。 (適 ・ 否)

(11) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有している。特に特定抗菌薬(◆)については、届出制又は許可制の体制をとっている。 (適 ・ 否)

(◆)広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)

(12) (3) に掲げるチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染対策の実施状況の把握・指導を行うこと。 (適 ・ 否)

(13) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示している。 (適 ・ 否)

(14) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。 (適 ・ 否)

(15) 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・ 特定抗菌薬の適正使用に係る届出書又は申請書

点検に必要な書類等

・ 感染制御チームが定期的に院内を巡回していることが分かる書類

医療機関コード

保険医療機関名